

7 イベント開催

- ・県の「イベントの開催制限について」を参考とし、感染防止対策を徹底してください。
- ・参加人数は、下記の【人数上限】、【収容率上限】の両方を満たしてください。
- ・感染防止安全計画を策定するイベントについては、イベント開催日の2週間前までを目途に県に感染防止安全計画を提出してください。
- ・感染防止安全計画を策定しないイベントでは、感染防止策チェックリストを作成し、主催者等のHP、SNSなどで公表し、イベント後1年間保存してください。

	感染防止安全計画の策定あり	その他 (感染防止安全計画を策定しない)
人数上限	収容定員まで	5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方
収容率上限	100%	100%



詳細は熊本県HP「イベントの開催制限について」を御確認ください。

8 その他

事業者

- ・業種別ガイドラインの遵守
- ・職場における感染防止のための取組み（手洗いや手指消毒、換気励行、テレビ会議の活用、昼休みの時差取得、テレワークの推進等）の徹底
- ・三つの密を発生させない取組みへの協力
- ・従業員に対し、療養・待機期間解除後の念のための検査を促すことは控えて

保育所等

- ・保育所等における感染防止のための取組み（手洗いや手指消毒、換気励行等）の徹底
- ・感染状況等に応じて臨時休園等の判断を速やかに行うよう市町村へ依頼
- ・希望する場合は保育士等に対する集中的検査の実施
- ・市町村の代替保育の実施を支援

学校

- ・文部科学省の「衛生管理マニュアル」に基づく感染防止対策の徹底
- ・部活動において感染防止対策を徹底した上での活動を依頼
- ・小学校で希望する場合は教職員に対する集中的検査の実施

高齢者施設等

- ・従事者にわずかでも症状がある場合、確実に仕事を休ませる体制の構築
- ・オンライン研修等による、感染防止対策の実施
- ・高齢者・障がい者等の施設の従事者に対する集中的検査の実施

その他

- ・保育所の保育士、小学校の教職員、高齢者施設等の従事者等が濃厚接触者になった場合に、早く職場に復帰できるよう検査の実施を支援

9 5類変更後(5月8日以降)の対応

- ・5月8日以降、国は、新型コロナウイルス感染症を5類感染症に変更します。
- ・これに伴い、これまでのコロナ対応が変更されます。
- ・詳しくは、右のQRコードから県HPを御確認下さい。



県民の皆様へのメッセージ

残念ながら、感染者やその御家族、医療従事者の方々の中に、差別を受け、苦しんでいる方がおられます。新型コロナウイルス感染症には、誰もがいつでも感染する可能性があります。感染された方やその御家族、職場関係の方々に責任はありません。不当な扱いや嫌がらせ、誹謗・中傷などを絶対に行うことがないようにお願いします。

また、マスクの着脱については、本人の意思に反して着脱を強いることがないように、個人の主体的な判断が尊重されるよう、御配慮をお願いします。